

論説委員が聞く

考える広場

今、求められる正義とは?

政治・経済や社会保障、司法など、あらゆる分野で「改革」が進められていす。「解釈改憲」の議論も沸騰中です。改革を行うときに欠かせないのが、何を正しい物差しにするかです。難しい局面こそ、今どんな正義が必要なのか、議論されねばなりません。社会倫理学者の川本隆史東京大教授とともに考えます。

(聞き手・桐山桂一)

桐山 一本しかない竹笛を誰に与えるべきか。最も笛の上手な人というのが、功利主義の考え方です。みんなが心地よく幸せになるからですね。最大多数の最大幸福です。米国の倫理学者ロールズ氏なら、最も貧しい人に笛を与えるべきだと言うでしょう。最も不遇な人の暮らし向きの改善を目指す正義論です。自由至上主義を唱えた米国の哲学者ノジック氏だと、正当な手続きにのっとって笛を作った人の権利を奪うべきだとなります。厚生経済学者アマールティア・セン氏が考えた設問ですが、正義の物差しによって笛の持ち主が変わります。川本さんの正義論は「ケア」がキーワードです。どんな意味ですか。

川本 目の前の苦しみや和らげることです。苦しみや困難を受けとめる感情の面が、心配や面倒、気苦労になります。それ

弱者へのケアと両立を

らを緩和する行為の面が、「世話・心砕き・手入れ」につながります。個々の苦しみに注目する「ケア」と、全体を視野に収めて公平な判断を下そうとする「正義」とは、両立できないと見なされがちです。果たしてそうでしょうか。面倒なケアを女性に押しつけて知らんぷりをすることは理不尽です。「ケアをどう分担しあうのが正しいのか」という課題は避けて通れません。そこに「ケアの正義」が持ち上がってきます。

桐山 まさに社会保障の問題などが当てはまりますね。

川本 消費税率の引き上げに際して、社会保障の財源確保という大義名分が持ち出されましたね。医療、介護、年金などの

「ケアの制度」が社会保障の基軸なので、一連の制度改革はまさに正義にかんがったケアの分配という観点から再検討する必要があります。私から見ると、効率性の物差しが独り歩きしているようです。そうした改革だと、弱者にしわ寄せが行きますよね。

桐山 超高齢社会に入り、少子化問題も深刻です。若者の非正規雇用や低賃金問題にも直面しています。99%の貧者と1%の富者を生む競争原理を闊歩させては正義に反するでしょう。

川本 社会生活の大半を市場での競争に委ねてしまう市場原理主義には断固異議を唱えたいと思います。今求められているのは、社会全体の公平な扱いを要求する「正義」と、一人一人の訴えに応答する「ケア」との



桐山桂一 論説委員

両方を兼ね備えることです。GDP(国内総生産)の数値だけで、本当の豊かさとはとらえられません。社会福祉や生活保護などの仕組みを生かすには、「あなたは何が苦しいのですか」と正面切って問える地点にまで立ち返ることも考えます。

桐山 竹笛の話だと、単純にくじ引きで笛の持ち主を選んでもいいわけです。でも、それは最終手段であり、本当に苦しむ人の訴えに添えない。セン氏なら、竹笛を持つことが、その人の人生をどれほど豊かにするかを判断基準にするでしょう。車いすは健常者には不要でも、体の不自由な人にとっては行動範囲が広がり、人生の豊かさが増します。

川本 雇用問題でも、非正規やニートなどの言葉でひとくくりにして対処するのを控え、個々の人がどのように生きていきたいのか、どんな働き方がしたいのか、当事者が何を望んでいるかを尋ねる姿勢に不足はないでしょうか。行政は現場の声に

代の懐かしい思い出のことである」と言い当てています。こうした郷土愛は、多くの人々の胸中に息づいているものでしょう。でも、郷土を愛せない人の存在を無視してはなりません。改正された教育基本法(参考)には、我が国と郷土を愛するが盛り込まれましたが、この文言は同じ条文にうたわれた「個人の価値を尊重して」の下位に置かれるべき目標にすぎない。正当な理由で「郷土を愛する」ことを保留する権利は、「個人の価値を尊重」するためにも承認されてしかるべきです。

桐山 為政者は忠誠を求める道具に「愛」を持ち出します。

川本 日本国憲法前文に「愛」が登場するのは一カ所です。「日本国民は…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して…」。「愛は「平和」にのみ向けられている点に留意してくだ



かわもと・たかし 1951年、広島生まれ。東京大大学院修了。東北大教授を経て、2004年から東京大大学院教育学研究科教授。著書に「現代倫理学の冒険」(創文社)、「ロールズ」(講談社)、「共生から」(岩波書店)。

社会倫理学者 東京大教授の川本隆史さん

桐山 戦争ではお互い正義の旗を掲げます。同時に「愛国心」という言葉には、誰もが否定できない響きがあります。でも、ナチス・ドイツを当時のドイツ国民は愛さねばならないのでしょうか。現在の北朝鮮もそうです。欠乏に苦しむ人々は、国を愛さねばならないのか。愛国心の落とし穴と考えます。

川本 愛国心が否定しづらいのは、これに同調しないと「非国民」や「売国奴」などのレッテルを貼られるのが、怖いからではないでしょうか。そもそも国は愛したり、憎んだり相手になるものなのか、別の向き合い方はないのか、と問い直したい。

桐山 為政者は往々にして、愛国心を強制しがちです。国民もあまり疑いを持たないでいるのではないのでしょうか。

川本 国を大事に思うから

そ祖国の行く末を心配し、国ができること、できないことと境界線を見極める柔軟さを保ちたいものです。「祖国より一人の友を」という、ギリシャ悲劇「アンティゴネ」の名文句があります。いざとなれば祖国よりも友のほうを重んじるという選択もなしうる。愛国心も生き方の選択肢の一つだと考えればいい。愛国心を上から強制するなぞは、もつての外です。

さい。私はドイツの哲学者ハイムス氏が提唱した「憲法への愛国心」に共鳴します。基本的人権など普遍的な憲法諸原理への信念にもとづく忠誠です。

桐山 笛の話に戻ります。ヒトラーのように「力は正義なり」という立場なら、力づくで笛を奪った者が正しい所有者になります。そんな正義論に警戒を怠ってはなりませんね。

教育基本法 日本の教育に関する根本的な法律で、教育界の大きな柱の役割を果たしてきたが、2006年の第1次安倍晋三内閣で改正された。与党単独での可決だった。前文に「公共の精神」、「教育の目標」(第2条)の第5項目に「我が国と郷土を愛する」が盛り込まれた。



コラージュ・河内誠